

パブリック・コメントの実施結果

1 パブリック・コメントの期間

令和5年12月18日から令和6年1月17日まで

2 寄せられた意見

10人 41件

3 内 訳

項 目	件 数
条例制定の基本的な考え方に関するもの	3件
第1章（総則）に関するもの	18件
第2章（自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的施策等）に関するもの	18件
第3章（自転車損害賠償責任保険等への加入等）に関するもの	2件

＜主な意見＞

① 第1章（総則）に関するもの

- 基本的な考え方に関するもの
自転車保険の加入を義務づけるのは良いことだ。自転車もスピードがでる乗り物であるので、利用者もそれなりの責任を持って安全に走行すべき。
- 自転車利用者等の責務（第4条）
「ヘルメットの着用」という言葉が第11条にしかないが、第4条の責務にも言葉として入れてはどうか。
- 保護者・事業者・学校の長の役割（第7条～第9条）
「役割」という言葉を「責務」に変えてはどうか。

② 第2章（自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的施策等）に関するもの

- 乗車用ヘルメットの着用の推進（第11条）
ヘルメット着用については、努力義務ではなく義務化にするのはどうか。
- 道路交通環境の整備（第12条）
自転車走行レーンの設置や、植栽の管理などの道路の日常維持管理を見直し、自転車での利用が可能な道路とするべきだ。

③ 第3章（自転車損害賠償責任保険等への加入等）に関するもの

- 自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等（第18条）
自転車購入時等に保険の確認にとどめるのではなく、加入の確認が取れない場合は、その場で契約させる等の強い措置が必要だ。